

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について

1. 経 過

「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格について(答申)」(平成 30 年 6 月 5 日)において、下記のとおり答申されたことを受け、手話言語や情報コミュニケーションに関する新たな条例について検討する。

[答申・抜粋]

なお、この条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれます。

2. 検討の進め方

(1) 様々なコミュニケーションの手段を使う方々やその支援者から意見を聴き取り、本県における現状と課題を把握する。

【対象とするコミュニケーション手段】

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等

(2) 先行する道府県の情報収集を行う。

(3) 上記(1)(2)を踏まえ、条例の意義、目的、内容、県民一人ひとりの理解や実践につながる本県の実情にあった実効性という観点、条例化するにはどのような形がよいのか等について取りまとめ、滋賀県障害者施策推進協議会に小委員会を設置して議論する。

3. 小委員会の設置

根拠規定 滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱

第 5 条 協議会は、専門的技術的課題の調査検討および連絡調整を行うため、小委員会を設置することができる。

2 小委員会の委員は、学識経験者、関係団体の役職員、関係行政機関の職員等から会長が委嘱する。